

# 目次

## I 計画の概要

- 1. 計画の位置付け . . . P2
- 2. 計画の期間 . . . P2
- 3. 計画策定体制と策定方法 . . . P2
- 4. 計画の体系図 . . . P3
- 5. 計画の推進体制 . . . P3
- 6. 計画の進行管理 . . . P4

## II 平成29年度の実施状況報告

- 1. 教育・保育の量の見込みと確保の内容 . . . P5
  - (1) 1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育のみ） . . . P7
  - (2) 2号認定（3～5歳・保育の必要性あり） . . . P7
  - (3) 3号認定（0歳・保育の必要性あり） . . . P8
  - (4) 3号認定（1～2歳・保育の必要性あり） . . . P8
  
- 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容 . . . P9
  - (1) 延長保育事業 . . . P10
  - (2) 放課後児童クラブ事業（学童保育所運営事業） . . . P11
  - (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） . . . P12
  - (4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） . . . P13
  - (5) 幼稚園による一時預かり事業 . . . P13
  - (6) 預かり事業（一時保育事業・緊急一時保育事業等） . . . P14
  - (7) 病児・病後児保育事業 . . . P15
  - (8) 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業） . . . P16
  - (9) 利用者支援事業 . . . P17
  - (10) 妊婦健康診査事業 . . . P18
  - (11) 乳児家庭全戸訪問事業 . . . P19
  - (12) 養育支援訪問事業 . . . P20
  - (13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画 . . . P21

# I 計画の概要

## 1 計画の位置付け

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」の第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づいた上で、同法第77条の規定で設置している「東大和市子ども・子育て支援会議」において委員の意見を聴取して策定します。
- 本計画は、「東大和市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

### 【参考】子ども・子育て支援法

#### (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### (市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

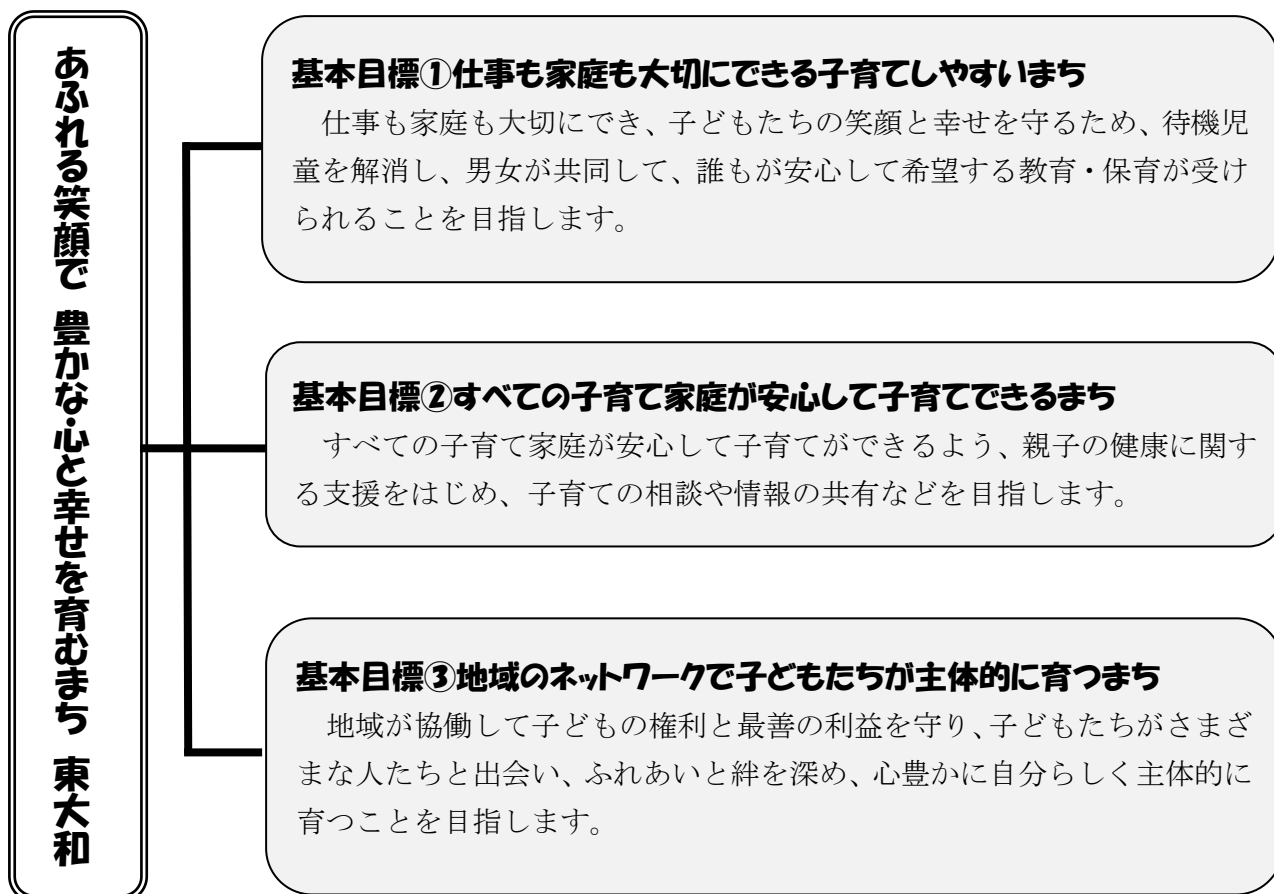
## 2 計画の期間

- 本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間で1期とします。

## 3 計画策定体制と策定方法

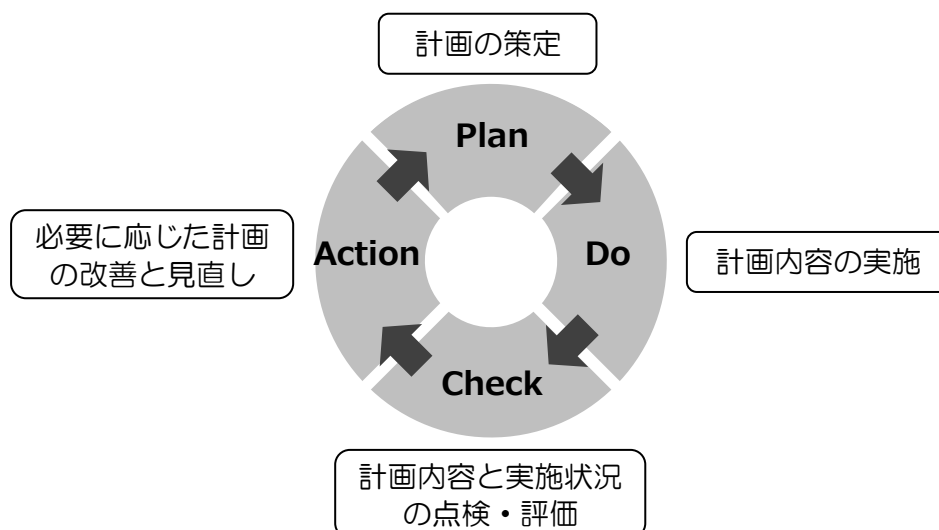
- 本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、利用希望把握調査（ニーズ調査）を行いました。
- また、子ども・子育て支援法第77条に基づき、学識経験者、公募委員（子どもの保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学校教育関係者の11名から構成される「東大和市子ども・子育て支援会議」にて、内容等の審議・検討を行いました。
- さらに、計画の中間報告に対する意見公募と市民説明会を行い（平成26年10月に実施）、広く市民の意見を伺いながら、庁内での検討も踏まえ、計画策定を進めました。

## 4 計画の体系図



## 5 計画の推進体制

○本計画の実現に向けては、PDCA サイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。



## 6 計画の進行管理

### (1) 進捗状況の管理

- 計画の進捗状況の管理にあたっては、「東大和市子ども・子育て支援会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。
- なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。

### (2) 評価指標

- 本計画を実効性のあるものとして推進するため、評価においては個別の関連事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について評価を行います。
- また、必要に応じて、市民意識調査等の調査結果を評価指標に取り入れます。

成果指標		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 30 年度の目標
これからも東大和市で子どもを を生き育てたいと希望する人の割合	未就学児家庭	54.3%	53.3%	60%
	就学児家庭	37.3%	31.8%	50%

※平成 25 年度…東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書（平成 26 年 4 月発行）の結果による

※平成 27 年度…東大和市市民意識調査報告書（平成 28 年 7 月発行）の結果による

### (3) 各事業の評価及び次年度以降の方向性について

- 各事業の「平成 29 年度の計画値」について、実績値と比較した結果、どの程度達成したかについての自己評価を次の 4 つの数字で表しています。

3・・・達成、2・・・ほぼ達成、1・・・一部達成、0・・・達成できず

また、評価の理由と、次年度以降の方向性についても掲載しました。

## II 平成29年度の実施状況報告

### 1 教育・保育の量の見込みと確保の内容

#### (1) 新制度の認定区分と施設・事業

- 子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を市区町村に行い、それに基づいて市区町村が認定を行います（ただし、1号認定の場合は、幼稚園、認定こども園を通じて行います）。
- 認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

【図表1-1 認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満 (0~2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて東大和市の規則で定めます。

○認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設（施設型給付）」と「地域型保育事業（地域型保育給付）」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

**【図表 1-2 施設・事業の内容】**

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内 容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子どもを預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	小規模保育	3号認定	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	家庭的保育	0～2歳児	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

## （2）認定区分別の量の見込みと確保の内容

- 教育・保育の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 教育・保育の量の見込みと確保の内容は、認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。
- 平成27～29年度の確保の内容は定員数の実績を表しています。

## (1) 1号認定 (3~5歳・幼児期の学校教育のみ)

単位：人

		平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1,172	990	892	860	770	770
② 確保の 内容	幼稚園 (新制度)	0	0	0	0	0	0
	幼稚園 (私学助成)	1,200	800	716	692	677	677
	認定こども園	95	487	409	401	392	392
合計		1,295	1,287	1,125	1,093	1,069	1,069
差異 (②-①)		123	297	233	233	299	299
平成29年度の実施状況		評価		評価の理由		次年度以降の方向性	
平成29年度の中間見直しに伴い、幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的に利用する児童も2号認定児童として計上することとなったため、前年度まで預かり保育を利用していた長時間利用の1号認定児童が2号認定となり、量、確保ともに実績数が減少しました。		3		確保の実績 1,125 人については、量の実績 892 人に対し 233 人上回りましたので、十分な数を確保することができたものと考えます。		1号認定の教育需要については、現行の教育施設による教育の提供により充足できる見込みであるため、維持に努めます。	

※幼稚園は、子ども・子育て支援新制度の教育・保育施設となり施設型給付を受ける幼稚園と、子ども・子育て支援新制度にはよらずに、従来の私学助成を受ける幼稚園の2つに分かれます。

## (2) 2号認定 (3~5歳・保育の必要性あり)

単位：人

		平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		1,224(49)	1,266(51)	1,332(41)	1,368(39)	1,535	1,535
② 確保の 内容	教育・保育施設	1,255	1,346	1,346	1,346	1,397	1,397
	認可外・その他	0	114	82	114	138	138
合計		1,255(49)	1,393(51)	1,428(41)	1,460(39)	1,535	1,535
差異 (②-①)		31	127	96	92	0	0
平成29年度の実施状況		評価		評価の理由		次年度以降の方向性	
平成29年度の中間見直しに伴い、幼稚園等に在籍し、預かり保育を定期的に利用する児童も2号認定児童として計上することとなったため、量、確保ともに実績数は増加しました。		3		確保の実績 1,428 人については、量の実績を 96 人上回りましたので、十分な数を確保することができたものと考えます。		2号認定の保育需要については、現行の保育施設の保育の提供により充足できる見込みであるため、維持に努めます。	

(3) 3号認定 (0歳・保育の必要性あり)

単位：人

		平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		165(1)	175(2)	173(0)	169(0)	175	175
② 確保の 内容	教育・保育施設	156	157	157	157	166	166
	地域型保育事業	2	5	5	5	16	16
	認可外・その他	12	6	6	6	6	6
合計		170(1)	168(2)	168(0)	168(0)	188	188
差異 (②-①)		5	▲7	▲5	▲1	13	13
平成29年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性		
保育利用申請者の増加に伴い3号認定の0歳児童も増加したため、実績数が増加し、5人の不足となりました。	1	確保の実績168人については、量の実績173人に対し5人の不足でありましたことから、十分な数を確保できなかったものと考えます。			3号認定の0歳の保育需要の動向に注視し、今後実施するニーズ調査を経て、量の拡大の方策を検討していきます。		

(4) 3号認定 (1~2歳・保育の必要性あり)

単位：人

		平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み		749(9)	743(12)	778(18)	735(17)	829	829
② 確保の 内容	教育・保育施設	703	725	725	725	757	757
	地域型保育事業	27	47	47	47	72	72
	認可外・その他	26	12	12	12	12	12
合計		756(9)	756(12)	784(18)	784(17)	841	841
差異 (②-①)		7	13	6	49	12	12
平成29年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性		
保育利用申請者の増加に伴い3号認定の1~2歳児も増加し、実績数も増加しましたが、6人余裕がありました。	3	確保の実績784人については、量の実績778人に対し6人の余裕でありましたことから、十分な数を確保できたものと考えます。			3号認定の1~2歳の保育需要の動向に注視し、今後実施するニーズ調査を経て、量の拡大の方策を検討していきます。		



## 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、主にニーズ調査の結果から求めています。
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は、事業ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異も示しています。
- 平成 27～29 年度の「確保の内容」は定員数等の実績を表しています。

【図表 2-3 地域子ども・子育て支援事業の事業内容】

事業名	事業の内容
延長保育事業	通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、保育所などで保育を行う事業です。
放課後児童クラブ (学童保育所運営事業)	授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。
幼稚園による一時預かり事業	主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
一時預かり事業等 (一時保育事業等)	主として昼間において、子ども家庭支援センターや保育園等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。
病児・病後児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (さわやかサービス事業)	援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ事業)	情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持と増進のために妊婦に対する健康診査を実施し、適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等により、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

## (1) 延長保育事業

### 【事業の内容】

○保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	435	451	453	446	498	498
② 確保の内容	435	451	453	446	498	498
差異 (②－①)	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性		
保育利用実績数が増えたため、延長保育事業の実績数も増加しましたが、ほぼ計画通りに推移しています。	3	量に対する確保の実績が充足していることから、保護者の勤務時間の増加、勤務形態の多様化等の保育需要に対応できたものと考えます。		保育需要に応じた提供体制が確保できているため、維持に努めます。		

## (2) 放課後児童クラブ（学童保育所運営事業）

### 【事業の内容】

○保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

		平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の 見込み	低学年	795	869	943	895	960	973
	高学年	74	90	113	105	113	115
	合計	869(20)	959(30)	1,056(33)	1,000(33)	1,073	1,088
② 確保 の 内容	低学年	692	734	717	708	776	787
	高学年	51	33	50	43	47	48
	合計	743(44)	762(20)	767(44)	751(44)	823(48)	835(48)
差異 (②－①)		▲126	▲197	▲289	▲249	▲250	▲253
平成 29 年度の実施状況		評価		評価の理由		次年度以降の方向性	
<p>・共働き家庭やひとり親家庭が増加している中、放課後や学校休業日に安全で安心な生活を求める声が高まっており、1,000人の入所申請を見込んでいたところ、1,056人の申請があり、289人の不足となりました。</p>		1		<p>・確保の実績が 289 人不足していることについては、補完事業としてランドセル来館事業や放課後子ども教室で対応していますが、早急な整備が必要と考えます。</p>		<p>・今後の児童数の推移を注視し、安心して安全なこどもの居場所づくりに努めます。</p> <p>・育成時間については、午後 7 時までの延長を継続して実施します。</p> <p>・平成 30 年 4 月に民間学童保育所 2 施設が開所しました。</p>	

### (3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

#### 【事業の内容】

○保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、養育協力員世帯の家庭などに一時的に宿泊させ、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	6	0	0	48	48	48
② 確保の内容	216	216	216	216	216	216
差異 (②-①)	210	216	216	168	168	168
平成 29 年度の実施状況		評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）や一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）を併用した支援を優先し、可能な限り児童の日常生活環境を維持しながら生活の安定を図るように努めたため、平成 29 年度の利用はありませんでした。		3	一時的に養育が困難になった場合に、いつでも利用できる枠を確保しておくことが求められる事業です。量の確保はできていることから、対応ができていると考えます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、家庭的環境で預かることができる養育協力員 4 世帯の協力により、事業を実施しています。今後も、この体制を維持していきます。</li> <li>・今後、民間施設における実施についても、検討を進めていきます。</li> </ul>	

#### (4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

##### 【事業の内容】

○乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人日／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	7,094	7,478	6,978	7,500	7,500	7,500
② 確保の内容	6,663	6,663	6,663	7,500	7,500	7,500
③ 箇所数	3	3	3	3	3	3
差異 (②-①)	▲431	▲815	▲315	0	0	0
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性		
・地域の子育て家庭を支援するため、市内の立保育園 3 園で実施しています。 ・ひろばの利用や育児講座、各種教室への参加が、6,978 人ありました。	3	計画値のおよそ 93%に達する利用があり、子育て支援が図られたと考えます。		子育て家庭の交流や相談・情報提供などの場として、今後もこの事業の維持に努めます。		

#### (5) 幼稚園による一時預かり事業

##### 【事業の内容】

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／日

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	149	127	135	127	161	161
② 確保の内容	149	127	135	127	161	161
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性		
ほぼ計画通りに推移できている状況です。	3	量に対する確保の実績は充足していることから、教育施設に預けながら就労等をする保護者の保育需要にも対応できたものと考えます。		保育需要に応じた提供体制が確保できているため、維持に努めます。		

(6) 一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）

【事業の内容】

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

単位：人日／年

		平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の 見込み	緊急一時保育	68	60	59	104	103	103
	一時保育	4,896	4,716	4,239	4,569	4,569	4,569
	合計	4,964	4,776	4,352	4,673	4,672	4,672
② 確保の 内容	緊急一時保育	160	160	160	160	160	160
	一時保育	6,225	7,100	8,265	8,265	8,775	10,000
	合計	6,385	7,260	8,425	8,425	8,935	10,160
③ 一時保育箇所数		4	4	4	4	4	4
差異 (②-①)		1,421	2,484	4,073	3,752	4,263	5,488
平成 29 年度の実施状況		評価	評価の理由		次年度以降の方向性		
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭支援センター及び市内の私立保育園 3 園で実施しています。</li> <li>平成 29 年度の量の見込みは 4,673 人となっていました。利用実績は 4,352 人に留まりました。</li> </ul>		3	利用実績に対し確保の実績は充足していることから、ニーズに応えられていると考えます。		もっと多くの市民に利用していただくため、周知方法を工夫していきます。		

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

○病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	1,234	1,512	1,183	1,339	1,479	1,479
② 確保の内容	1,446	1,512	1,452	1,339	1,680	1,680
差異 (②-①)	212	0	269	0	201	201
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由		次年度以降の方向性		
量の実績については、感染症の流行状況や予防接種の効果による影響もあり、計画値より大きく減少し、前年度に対しても減少しました。	3	量に対する確保の実績は充足していることから、病気で集団保育が困難な時期にも、就労と子育ての両立を図りたい保護者の保育需要に対応できたものと考えます。		保育需要に応じた提供体制が確保できているため、維持に努めます。		

(8) 子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）

【事業の内容】

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／週

		平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の 見込み	低学年	23	12	8	25	25	25
	高学年	0	0	0	0	0	0
	合計	23	12	8	25	25	25
② 確保の 内容	低学年	25	25	25	25	25	25
	高学年	0	0	0	0	0	0
	合計	25	25	25	25	25	25
差異 (②-①)		2	13	18	0	0	0
平成 29 年度の実施状況			評価	評価の理由		次年度以降の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が東大和市社会福祉協議会に補助金を交付し、社会福祉協議会が実施しています。</li> <li>・保育園のお迎えや、学童から家・塾への送迎などの利用があります。</li> </ul>			3	その時々の子育て家庭の状況に応じ、登録利用者数、利用量が増減する傾向が見受けられますが、子育て家庭のニーズに対応できていると考えます。		柔軟なサービスを提供できるこの事業を、今後も維持に努めます。	



## (9) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）

### 【事業の内容】

○子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
【特定型】 実施箇所数	1	1	1	1	1	1
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性	
市役所の保育課窓口保育 コンシェルジュを 2 名配置 し、保育に係る情報提供、相 談・助言等を行い、子育て世 帯への支援を行いました。	3	子育て中の親及びその子や妊 婦等が、そのニーズに応じた保 育施設や保育事業を選択し、必 要な保育事業を円滑に利用で きるように、支援できていると 考えます。			今後も引き続き、市役所の 保育課窓口保育コンシ ェルジュ 2 名を配置し、子 育て世帯への支援の充実 に努めます。	

## // (母子保健型)

### 【事業の内容】

○子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
【母子保健型】 実施箇所数	1	1	1	1	1	1
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性	
専任職員として保健師 1 名 (臨時職員) 看護師 2 名 (臨 時職員) を配置し、妊娠期か ら子育て期まで切れ目ない 支援を行いました。	3	母子健康手帳発行時の妊婦面 接の結果から要支援者の台帳 を作成し、妊娠中から出産後ま で一貫して支援できていると 考えます。			専任職員を保健師 2 名 (嘱 託員 1 名、臨時職員 1 名) と増員し、相談体制を強化 し支援の充実に努めます。	

## (10) 妊婦健康診査

### 【事業の内容】

○妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：回／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	8,430	8,801	8,625	8,006	7,941	7,668
② 確保の内容	8,430	8,801	8,625	8,006	7,941	7,668
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性	
対象妊婦 661 人に対し、14 回分の妊婦健康診査受診票と超音波検査票を交付しました。平成 28 年度より対象妊婦数が減少したため実績がわずかに減少していますが計画値を上回っています。	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届を提出した妊婦全員と面接し、母子健康手帳を発行し、同時に 14 回分の妊婦健康診査受診票と超音波検査、子宮頸がん検診の受診票を交付し、受診の勧めを行いました。</li> <li>・転出や流早産等により妊婦健康診査受診票の未使用が一定数存在しますが、発行件数の 80.5% が利用されていることから、妊婦の健康の保持増進を図り、安心、安全な出産に資する事業として機能しているものと考えます。</li> </ul>			今後は出生数（母子健康手帳発行数）の推移に沿った実施件数の減少が見込まれますが、妊婦の健康管理を図る上で重要であるため、維持に努めます。	

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の内容】

○生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	719	635	654	707	708	702
② 確保の内容	719	635	654	707	708	702
差異 (②-①)	0	0		0	0	0
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性	
保健師又は助産師が対象家庭 (697 家庭) を訪問し (654 件)、親子の心身の状況及び養育環境の把握、並びに育児等に関する助言や子育て支援に関する情報提供を行いました。しかし、対象者への連絡不通や訪問辞退により実績が見込みを下回りました。	3	未熟児、病児等で入院が長期になったり、長期の里帰り出産等で訪問が実施できないケースが一定数あるため、訪問率 100.0% の達成は難しい状況ですが、29 年度の実施率 (93.8%) は昨年 (88.9%) より上昇しています。生後 4 か月までの乳児をもつ市内の家庭の内、希望する全ての家庭を訪問し、また訪問ができなかった母子については、乳幼児健診時に状況把握や相談支援等を実施し、必要に応じ後日訪問等を行い、フォローを実施しています。			今後も早期から適切な育児支援が受けられるよう、出産後希望する全ての家庭を訪問し、母親支援を行い、育児不安の軽減や虐待予防に努めます。	

(12) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：回／年

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 29年度 (計画値)	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み	21	14	36	82	80	80
② 確保の内容	82	81	82	82	80	80
差異 (②-①)	61	67	46	0	0	0
平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由			次年度以降の方向性	
助産師などの専門職が家庭を訪問し、養育について、指導・助言等を行いました。	3	養育支援が必要となった時に、適切に対応できることが求められる事業です。需要に対し確保の内容が十分にあるので、対応できたものと考えます。			今後も、この事業の維持に努めます。	

### (13) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

#### 【趣旨・目的】

- 「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的として、国において策定されたプランです。
- 東大和市では、この「放課後子ども総合プラン」に基づき、次のような行動計画を定め、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちが主体的に育つよう、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきます。

#### 【行動計画】

内 容	行動計画	平成 29 年度の実施状況	評価	評価の理由	次年度以降の方向性
放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量	放課後児童クラブ（学童保育所）は、平成 31 年度までに、おおよそ 1/2 を小学校内で実施することを目指します。	学童保育所を小学校内で実施できるように、教育委員会と調整を進めました。	1	小学校内実施の実現に向けた取り組みを継続したため。	小学校内実施の実現に向けて、引き続き教育委員会との調整を図っていきます。
一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標	平成 31 年度までに市内全放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室及びランドセル来館事業との連携を目指します。	既に連携を実施している学校区については、実施回数を増やすことができました。 学童保育所と放課後子ども教室との連携が未実施の学校区においても、ランドセル来館事業利用児童が放課後子ども教室を利用することができました。	1	活動日や内容によりますが、ランドセル来館事業を利用している子どもが、放課後子ども教室に参加することができたため。	今後も学童保育所、ランドセル来館事業及び放課後子ども教室の連携を図っていきます。
放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画	平成 31 年度までに市内全放課後子ども教室を平日（学校長期休業中は除く）実施することを目指します。	第九小学校の活動日を 1 日増やすことができました。	2	一部活動日を増やすことができましたが、平日全ての実施には至っていないため。	今後、全小学校において実施する日数を増やしていきます。

放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策	(1) 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ(学童保育所)の支援員(指導員)、放課後子ども教室のコーディネーター及びランドセル来館事業担当職員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。	未実施	0	未実施のため	定期的な打合せの場を設け、プログラムの内容及び実施日等を検討していきます。
	(2) 共通プログラムを実施する場合には、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置します。	ボランティアを配置せず、職員による見守りで安全に移動できました。	3	ボランティアの配置は実施していませんが、安全な移動が行えるため。	今後、子どもの人数や実施回数が増などにより、必要が生じた場合は、ボランティアの活用も導入していきます。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	(1) 運営委員会等において、学校施設の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。	未実施	0	未実施のため	放課後子ども教室運営委員会を中心とした協議を進めていきます。
	(2) 事業の実施主体である教育委員会と子育て支援部の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。	放課後子ども教室の充実を図るため、小学校を訪問し、説明しました。	2	余裕教室等の活用について、教育委員会と子育て支援部が協力し、学校現場との話し合いをもつことができたため。	引き続き、教育委員会と子育て支援部が協力し、必要に応じて学校訪問を実施していきます。
	(3) 放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進します。	各学校と活動場所を調整し、活動しました。	3	各学校の協力を得て、特別教室等で活動できたため。	今後も学校と活動場所を調整しながら活動していきます。

放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	(1) 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化にします。	文書化はしていませんが、施設の使用範囲、使用方法等を明確にし、放課後子ども教室を実施しました。	2	学校活動ではなく、あくまでも放課後の活動であるという区別をもって活動を実施しているため。	必要に応じて、文書化も検討していきます。
	(2) 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。	未実施	0	未実施のため	必要に応じて、協議の場を設けていきます。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等	平成31年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブ(学童保育所)で実施することを目指します。	平成28年度から午後7時まで、育成時間を延長しました。	3	平成29年度も育成時間を午後7時まで延長することができたため。	引き続き午後7時までの育成時間の延長を実施していきます。

東大和市子ども・子育て支援事業計画

(平成29年度実施状況報告書)

平成31年2月

発行 東大和市子育て支援部子育て支援課  
〒207-8585  
東大和市中心 3 丁目 930 番地  
電 話:042-563-2111(代表)  
F A X:042-563-5928